

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 12 日

不動産業関連団体 御中

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく区域の指定について（依頼）

国土交通行政の推進について、平素より格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号）に関して、貴団体より所属会員企業等の皆様への周知をはじめ、多大なる御協力をいただきまして感謝申し上げます。

標記について、本日、内閣府より別添のとおり、同法に基づく注視区域及び特別注視区域の指定に関する告示（内閣府告示第 91 号（令和 6 年 4 月 12 日））が公布され、令和 6 年 5 月 15 日をもって施行することとされたため、所管団体等に周知するよう要請がありました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に、別添の内容を周知いただきますようお願い申し上げます。